

鎌倉市における戸別収集のあり方について

方針 (素案)

令和6年（2024年）2月

鎌倉市

はじめに

戸別収集については、平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 年間を計画期間とする第 3 次一般廃棄物処理基本計画（平成 28 年 10 月策定、令和 3 年 6 月改定）の中で、市民サービスの向上に寄与する施策としてその事業実施について検討することとしています。

過去には、平成 25 年（2013 年）3 月 19 日の鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会（以下「審議会」という。）からの答申に基づき、同年 5 月に「家庭系ごみの戸別収集・有料化等及び事業系ごみ処理手数料の改定等実施計画」（以下「実施計画」という。）を策定し、市内 3 地区をモデル地区として先行実施を行い、全市での事業展開を計画していました。

当時は、戸別収集と家庭系ごみの有料化を同時に実施し、排出者責任の明確化と経済的なインセンティブによるごみの削減を目指していましたが、費用に対する削減効果や市民理解の更なる醸成が必要である等、様々な意見があったことから、戸別収集の全市実施を見送り、現在に至っています。

平成 25 年（2013 年）の実施計画策定から約 11 年、モデル地区終了から約 8 年が経過した現在、高齢化やライフスタイルの多様化が進み、改めて戸別収集の実施を望む声もある状況です。

このような社会情勢の変化を踏まえ、市民サービス向上や福祉的な観点も含めて戸別収集の実施を改めて検討する必要があるということから、令和 5 年（2023 年）1 月 27 日付け鎌ご減第 3424 号により「鎌倉市における戸別収集のあり方について」鎌倉市長から審議会会長宛てに諮問を行いました。

審議会では、諮問以前の令和 4 年（2022 年）8 月から、前回答申の際の議論を踏まえつつ、改めて戸別収集の意義等を確認するとともに、収集の効率化の検討、品目・エリアの考え方などについて、議論し検討してきており、この議論を踏まえて鎌倉市における、戸別収集のあり方について実施方針を策定しました。

本実施方針に基づき、過去に提示された課題への解を示しつつ、市民に対して十分な周知を行った上で戸別収集へ移行します。

家庭系ごみの戸別収集の導入実施について

1 必要性と意義

戸別収集については、モデル事業が終了して概ね8年が経過し、各地域で高齢化が進み、ライフスタイルも多様化する中で、日々のごみ出しで苦勞する市民や動物被害を受けたごみの清掃対応に苦慮する市民など、集積所（以下「クリーンステーション」という。）収集に伴う様々な課題が解消されない状況があり、これらの背景を踏まえ、実施を強く望む声も確認されています。

加えて、2025年問題と言われる、団塊の世代800万人が75歳以上の後期高齢者となるような更なる高齢化を控えており、今後も転出や転入により、現状では適切な維持管理がされているクリーンステーションでも、将来的に維持管理が困難になるおそれがあります。

戸別収集を実施することで、高齢者、子育て世帯、多様なライフスタイルのもとで生活する市民のごみ出し労力を減らし、クリーンステーションの維持管理等で生じている様々な負担を解消し、個々の世帯が分別を意識して自宅前にごみや資源物を排出することで更なる減量・資源化に繋がることを期待されます。

今後、益々高齢化やライフスタイルの多様化が進展した場合にも、安定的かつ継続的にごみや資源物が排出され、収集されることが重要であり、このためには戸別収集を実施できる体制を速やかに構築する必要があります。

一方で、収集経費に対する考えを整理した上で、施策の意義・必要性について市民理解の醸成を図る必要があります、事業展開については慎重な対応が求められています。

2 現在の収集体制下での課題と戸別収集の利点

鎌倉市では、家庭系ごみはクリーンステーションでの収集を行っています。燃やすごみ等の収集日には、一部の地区においてカラスによりクリーンステーションが汚されることや、禁止されている事業系ごみの排出、クリーンステーションの維持管理を行わない他地区の者による家庭系ごみの排出等が問題となっています。

クリーンステーションによる収集は、効率的である一方、排出者を特定しにくく不適正な排出をしている者に対する指導が困難なことや、クリーンステーションの近隣に住む一部の市民に実質的に維持管理の負担を強いっていること等の課題があります。

建物ごとにごみ・資源物を排出し、それを収集する戸別収集は、排出者が明確になるため、燃やすごみへの資源物の混入が少なくなることが先行自治体の事例からも見込まれるとともに、高齢者や乳幼児を抱える世帯のごみ出しが容易になる上、高齢者世帯については安否確認に寄与するなど、今後の福祉事業との連携への広がりも期待できます。

さらに、戸別収集には排出者が特定できるためルール違反が起こりにくくごみに対する1人ひとりの責任感が高まること、事業系ごみを排除できること、クリーンステーション周辺の美化に繋がることなどの利点があります。

こうしたことから、戸別収集を導入することは、クリーンステーションにおける諸課題を解決し、さらには、高齢者、子育て世帯、多様なライフスタイルのもとで生活する方々すべてのごみ出しの負担軽減が図られ、更なるごみの減量や分別に繋げることができます。

3 戸別収集する分別区分について

戸別収集する分別区分については、将来的には全区分を対象とすることを目指します。しかしながら、モデル事業終了から約8年が経過し、市にも事業者にも戸別収集のノウハウが希薄となっているため、はじめから全区分を対象として戸別収集を実施すると事業実施上の変化が大きく、混乱が生じたり、さらには過度な財政負担に繋がるおそれもあります。このため、まずは一部の分別区分を対象に戸別収集を開始し、対象品目の拡大に向けたノウハウ等の蓄積を進めます。

具体的には、クリーンステーション収集に伴う負担のうち、動物被害が起きやすく、ネットボックス等の維持管理負担が生じる「燃やすごみ」を優先的に戸別収集する分別区分とし、収集効率や中間処理の見直し状況や収集事業者の状況に応じて、容器包装プラスチック等に戸別収集する区分を拡大し、先行自治体の例も参考にして、将来の全分別区分の戸別収集実施に向けた体制構築を進めます。

なお、体制構築の過程で、ごみや資源物の収集量の変化や処理技術の進歩に応じた分別区分の見直しや、収集回数に適正化を行います。

分別区分	排出方法、戸別収集優先対象
資源物	
飲食用カン・ビン	コンテナ
容器包装プラスチック	透明・半透明袋
製品プラスチック	透明・半透明袋
ペットボトル	透明・半透明袋
植木剪定材	透明・半透明袋等
紙類・布類	結束等
使用済み食用油	使用済みペットボトル
ごみ	
燃やすごみ	指定ごみ袋 戸別収集優先
燃えないごみ	指定ごみ袋
危険・有害ごみ	透明・半透明袋等
粗大ごみ・臨時ごみ	戸別収集

4 戸別収集する地域について

市民周知の状況、収集事業者の作業員や車両手配の準備等に一定の期間を要することを考慮し、戸別収集開始時点は一部地域を対象に先行実施することとし、その間にも準備を進め、十分な収集体制を構築した上で全市展開していくことを想定しています。

一部地域での先行実施については、戸別収集によるメリットを最大限活かすため、高齢化が進む地域や子育て世帯が多く居住している地域など、データを活用した対象地域の選定の他、制度開始当初に職員による速やかな対応が可能な地域や過去にモデル事業を実施したような円滑な導入が可能な地域など、地域選定にあたって優先して考慮すべき項目を設定し、対象地域を決定します。

なお、全市展開までのスケジュールを市民に示し、市民生活に混乱が生じることがなく、また遅滞がないよう展開します。

5 事業者選定について

収集事業者の選定については、収集によって得られる情報の管理を含め、一定のサービスレベルを確保するため、プロポーザル方式等により業者選定を実施します。

また、事業者ヒアリングを実施した上で、契約締結から事業実施まで十

分な準備期間を設け、複数回の収集シミュレーションや排出場所の確認を行い、戸別収集への円滑な移行に繋がります。

6 収集方法について

狭隘地区、共同住宅、区画整理された住宅地などそれぞれのクリーンステーションの状況に応じて、作業人数、使用する車種、搬入施設との往復回数や収集時間を考慮した収集方法を構築します。先行自治体の例を参考にしつつ、従来の収集方法にとらわれない形で、様々な収集方法の導入について検討し、改善を重ねます。

また、戸別収集開始後も、収集量の変化や市民・事業者の習熟度を踏まえ、更なる収集体制の効率化に努めます。

7 少量排出事業所への対応について

家庭系ごみの戸別収集実施による排出者の明確化に伴い、これまでクリーンステーションに排出してきた事業者については、申請に基づき、有料で戸別収集を実施することとします。なお、1回の燃やすごみの排出量が20リットル以下の事業所を対象とします。平成25年（2013年）3月19日の審議会からの答申でも同様の考えが示されており、この考えに基づき制度構築を行います。

8 市民周知について

実施までに、繰り返し十分な説明を行う中で、戸別収集の意義・必要理由のうち、クリーンステーション収集に伴う様々な負担の軽減という点について、実際にどのような負担があり、戸別収集を実施することでどう解消されるのかを分かりやすく伝えます。

また、景観、防犯、排出方法など、戸別収集の実施にあたり懸念点として挙げられる事項については、モデル事業における経験や先行自治体の事例を踏まえ、懸念点が解消されるよう説明を継続します。

業務効率化、省力化等の経費抑制に努めますが、それでも生じる収集経費の増加については、戸別収集のメリットがそれを上回ることを示します。

さらに、戸別収集実施前後のごみの量の変化、市民のごみ出しに対する意識の変化、資源物の混入割合の変化等を市民に公表し、継続的な3R啓発を行います。

情報発信媒体として、市民がいつでも内容を確認できるよう動画配信を活用した説明内容の配信を行います。